

国立市国民保護対策本部及び国立市緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、国立市国民保護対策本部(以下「保護本部」という。)及び国立市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 保護本部は、国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)、国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)及び国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、国立市組織条例(平成24年12月国立市条例第28号)第1条に規定する部の長、議会事務局長及び教育次長並びにこれらに相当する職にある者で規則で定めるもの並びに消防団長をもって充てる。

4 保護本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから市長が任命する。

(職務)

第 3 条 本部長は、保護本部の事務を総括し、保護本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、次に掲げる順序によりその職務を代理する。

(1) 第1順位 副市長をもって充てる副本部長

(2) 第2順位 教育長をもって充てる副本部長

3 本部員は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。

(会議)

第 4 条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他市職員

以外の者を保護本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 5 条 本部長は、必要と認めるときは、保護本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 6 条 法第 28 条第 8 項の規定により設置する国民保護現地対策本部には国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員及びその他の職員を置き、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第 8 条 第 2 条から前条までの規定は、国立市緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。